

財産処分に係る留意事項について

福島県企業立地課

補助事業で取得した財産には、その個々の財産の耐用年数中(※)、財産の処分に対して制限がかかります。

※ 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和43年3月31日大蔵省令第15号）に定める償却期間

財産の処分とは？

財産の処分とは、本補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分等をいいます。

(例)

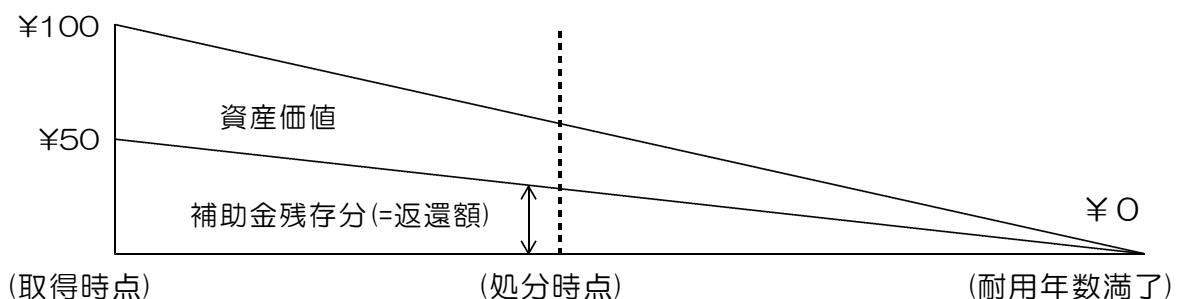
- 『転用』(指定申請時に目的としていた事業以外の事業の用に供する等)
- 『売却』(不要となった設備を売却する等)
- 『廃棄』(不要となった設備を廃棄する等)
- 『移設』(設備を移設する等)
- 『改造』(設備を改造する等)
- 『増築』(建屋を増築する等)
- 『貸与』(協力会社へ貸与する等)
- 『担保』(抵当権を設定する等)

↑
※補助事業で取得した財産を継続して使用する場合でも、指定申請時に目的としていた事業以外の事業の用に供する場合は、財産処分に該当します。

補助事業で取得した財産に変更を加える場合、財産処分に該当し、事前に県の承認（減価償却後の補助金残存分を返還）が必要になる場合があります。

【財産処分に伴う補助金返還のイメージ】

(補助率 1 / 2 の場合)



※財産処分に伴い補助金を返還する場合には、減価償却を行い、処分時点における補助金の残存分について返還していただくことになります。

担保権の設定について

担保権の設定についても財産処分に該当しますが、次のいずれかに該当する場合に限り、担保権実行により収入があった場合に県に対して納付する旨の条件を付して承認することとします。

- (1) 申請に係る処分制限財産を取得し、又はその効用を増加させるために必要な資金を調達する場合（補助金の交付決定（又は計画変更の承認）において個別に認めるものに限る）。
- (2) 資金繰りの悪化等により補助目的たる事業の継続が困難であると認められる場合。
- (3) 補助金の交付決定前において、申請に係る処分制限財産を取得し、又はその効用を増加させるために必要な資金を調達する場合。

【注意】

補助事業で取得した財産に変更を加える場合（担保権の設定含む）には、必ず事前に企業立地課（電話024-521-8523）まで御相談ください。